

## 九戸村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日

九 戸 村 長  
九 戸 村 教 育 委 員 会  
九 戸 村 議 会 議 長  
九 戸 村 農 業 委 員 会  
九 戸 村 選 挙 管 理 委 員 会  
九 戸 村 監 査 委 員 会

九戸村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、九戸村長、九戸村教育委員会、九戸村議会議長、九戸村農業委員会、九戸村選挙管理委員会、九戸村監査委員会が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

### **(1) 職員数に占める女性割合**

平成 32 年度までに、村全体の職員（保育士・医療職・労務職を含む）における女性割合を、平成 27 年 4 月 1 日の実績（29.7%）より 5%以上引き上げ、35%以上にする。

### **(2) 管理的地位への女性職員の登用**

平成 27 年度の女性の管理職（担当課長以上）は 0 であるが、平成 32 年度までに女性管理職員（担当課長以上）の登用を目標とする。

### **(3) 男性職員の育児休業等の取得**

平成 27 年度までに、配偶者出産休暇及び育児休暇を取得した男性職員は 0 であることから、平成 32 年度までに、男性職員の育児休業・介護休暇等の取得者を 1 名以上にする。

## **4. 目標を達成するための取り組み及び実施時期**

前項で掲げた目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

### **(1) 職員数に占める女性割合**

平成 28 年度より、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報し、女性の採用試験受験者を増やすとともに、計画的な採用に努める。

### **(2) 管理的地位への女性職員の登用**

平成 28 年度より、女性職員を研修等に積極的に受講を促し、人材育成に努めるとともに、適任者であれば性別に関係なく管理職に登用することとする。

### **(3) 男性職員の育児休業等の取得**

平成 28 年度より、休暇・休業の制度等の周知を図るとともに、職員の意識改革を進め、休暇・休業を取得しやすい雰囲気醸成する。